

競争法コンプライアンスと守秘義務規則

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

公正な競争環境の維持と各種データの守秘義務について次の通り定める。

第1章 目的と役員遵守誓約

(目的)

第1条 当会会員及び当会役員(専務理事および事務局長並びに事務局職員)は、工業会活動を行うに当たり、独占禁止法を遵守し「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に従って活動するものとする。当会は国際的な競争法執行強化の時代を踏まえて世界各国の競争法の観点からも違反行為をしていると疑われる状況を作らないよう、その運用を規則として具体的に定める。また受注統計情報やMFエコマシ認証制度・MF技術大賞など他社の秘密情報に接する場合の守秘義務についても同時に規則として定め運用する。

(理事・監事の遵守誓約と研修)

第2条 理事・監事は、本規則を理解した上で本規則に照らし不適切な行為を行わない旨、就任時に誓約書を代表理事会長宛提出する。また役員改選期の最初の理事会で、理事・監事は、専務理事から本規則の説明を受け、理解して、会合の運営や価格・統計などの取扱について共通の認識の基に活動するものとする。

(競争法コンプライアンス責任者)

第3条 当会の競争法コンプライアンス統括責任者は代表理事会長とし、コンプライアンス担当責任者を専務理事とする。担当責任者である専務理事は、本規則が適切に運用されるよう日常業務として絶えずチェックし注意を喚起するとともに、問題ある場合は代表理事会長及び理事会に報告しなければならない。

第2章 会合の運営

(会合における禁止話題)

第4条 当会のすべての会合(総会、理事会、正副会長会、委員会、部会、分科会、検討チーム、勉強会、賀詞交歓会、懇親会など、形式を問わず当会の活動とされる会合をいう。)において、次の項目について話題としてはならない。

1. 販売価格の現況、引き上げ、維持、引き下げに関する議論や情報交換。
2. 価格戦略、価格構成、価格変更の予定、代受条件などの議論や情報交換。
3. 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限などの議論や情報交換。
4. 市場占有率、その他競争法に抵触するおそれのある話題。

(議題、資料等の事前確認)

第5条 当会役員は、会合の議題及び配付される資料について競争法に違反する恐れのある内容が含まれていないか事前に確認しなければならない。

(議事進行中の対応)

第6条 突発的に競争法上問題となる話題が出た場合は、次の対応を行う。

1. 会合の議長である会長・委員長・部会長等は、発言者に当該発言を止めるよう注意し、それでも止めない場合は退席を命じる。またその旨議事録に明記し理事会

に報告する。

2. 会合に参加した当会役職員は、競争法上問題となると判断した場合、議長に対して発言者へ注意するよう促すなど、議長の対応を補佐する。また当会役職員が直接注意する場合もあるものとする。

(会員のみ会合禁止)

第7条 会合において同一分野の競合会社のみで接触することを避けるため、当会役職員が1名以上出席しなければ、会合を開催してはならない。

(議事録の作成と会員ページへの掲載)

第8条 当会役職員は、当会の行うすべての会合において議事録を作成し、責任者として専務理事・担当職員が記名し、PDFファイルを当会ホームページの会員ページに掲載する。掲載期間は4年間(2任期分)とする。また代表理事会長が海外の工業会やメーカと会合を持った場合、当会役職員は議事録を作成しなければならない。従って議事録のない会合が開催されることはなく、またしてはならない。

(懇親会等)

第9条 当会の会合終了後に行われる懇親会は、会合参加者相互の懇親及び当会役職員との懇親を目的としており総員10名以上が望ましい。懇親会単独での開催は行わない。また懇親会には当会役職員1名以上が必ず参加し本規則に定める禁止事項が話題になった場合は、直ちに発言の中止を求め、中止されない場合は懇親会を終了しなければならない。その場合は理事会に報告するものとする。また、本懇親会に限らず、会合以外において行われる当会及び当会会員が中心的に関わる全ての活動についても同様とする。

第3章 統計業務

(統計業務の統括)

第10条 統計業務は、専務理事が統括する事務局業務とし当会職員を統計担当者に指名する。統計資料は、過去の客観的な市況事実として集計し、集計結果を現状把握のため提供するもので、その目的以外に使用してはならない。

(統計区分)

第11条 受注業況調査の機種区分については、個別会員の情報が特定されないように、対象会員数が3社以上となるよう区分しなければならない。

(統計担当者)

第12条 統計担当者は、統計業務の報告で必要な場合のみ統計情報を提供した会員の統計担当者と接触しそれ以外での接触を行わない。また統計に関する一切の情報は、会員、統計担当者以外の当会役職員や外部・マスコミなどと遮断する。個別会員情報はセキュリティ対策を行わなければならない。

(統計集計情報の提供)

第13条 統計担当者が統計情報提供会員や当会役職員に提供する統計情報は、全会員の集計結果のみとし、具体的な個別会員の情報は一切提供してはならない。また統計不参加会員や一般への情報提供は、更に概括的なものとする。

(予測の区分)

第14条 調査統計委員会における将来予測区分については、一般にも公開している全会員合計の大項目3区分のみとする。具体的な機種別や個別会員の個別情報の交換

は、一切行ってはならない。

(予測の検討)

第15条 予測の検討は、委員会参加各位の経済環境予測、為替、ユーザ業界動向などの考え方・見方について、直接、当会が当会会員に聴取し、集計することとし、機種別の動向や個別ユーザの動向並びに需給・価格の動向について会員間で議論及び情報交換を一切行ってはならない。

(事業活動調査票--会費役員枠算出用調査)

第16条 会員に対し、2年毎に調査する事業活動調査票は、専務理事が統括し、会費及び役員枠算出目的以外では使用せず、当該調査票により得られたデータの取扱は指名した担当職員に限定し、他の職員を含めすべての会員や外部にいかなる個別会員データも情報提供してはならない。

第4章 技術規格と技術秘密の管理

(技術規格による販売制限禁止)

第17条 安全や環境性能向上のため、当会にて客観的な基準により自主的に技術規格を定め、採用を会員に推奨する場合において、技術規格に適合しないものや認証しないものの販売を不当に制限するなどの規制を行ってはならない。

(MFエコマシン、MF技術大賞などでの技術秘密)

第18条 MFエコマシン認証制度やMF技術大賞の審査の過程で会員の技術的な秘密情報を開示する必要がある場合は、審査員に守秘義務誓約書の提出を必須として守秘義務を課すと共に、審査資料は席上回収しなければならない。

(技術秘密の事務局での取扱)

第19条 審査及び記録管理の必要上、事務局にて保管する技術秘密を含む関係資料は、専務理事が当会職員を管理責任者として指名し、厳重に管理し、会員や第三者に見せてはならない。

第5章 当会役職員の責務

(職員の遵守誓約)

第20条 当会職員は、本規則を理解した上で本規則に照らし不適切な行為を行わない旨、採用時に誓約書を代表理事会長宛提出する。

(役職員の国家公務員倫理規程の準用)

第21条 当会役職員は、当会の公益性や定款の事業目的実現のための共同体の一員であることに鑑み、各会員から厳正中立・不偏不党の位置を堅持するため「国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程」を準用した行動をとり、会員からの接待や贈答などで、他会員の疑惑や不信を招かないよう慎重に行動しなければならない。

(当会役職員に対する研修と研鑽義務)

第22条 当会の活動は、競合他社との接触の機会を提供することが多く、競争法上のリスクを常に抱えている。当会役職員が競争法コンプライアンスに絶えず配慮していることが会員からの信頼感や安心感に繋がることを十分認識し、会員が安心して会合に参加できるよう、研鑽に励まなければならない。このため競争法や本規則並びに国家公務員倫理規程の研修を年1回行うものとする。

(当会のマスコミ対応)

第23条 当会のマスコミ対応は、代表理事会長が行う。専務理事は同席し補助するものとする。なお専務理事は常勤理事として日常的にマスコミ対応を行うものとする。緊急やむを得ない場合は副会長と事務局長で対応し、事後速やかに専務理事に報告する。その他役員や職員はマスコミ対応を行ってはならない。

(事務室の開放厳禁)

第24条 当会事務室は、無人状態では必ず施錠しなければならない。

(個人情報取扱)

第25条 当会役員は、「個人情報保護法」を遵守し、業務上知り得た個人情報を業務以外に使用しないとともに、細心の注意を払って管理するものとする。

第6章 本規則の公開と違反処分

(本規則の一般公開)

第26条 当会は事業者団体であることに鑑み、定款同様に本規則をホームページの一般公開ページに公開し、会員からだけでなく一般からも監視してもらい、遵守の証とする。

(違反行為の通報に対する対応)

第27条 当会理事や会員または当会職員が、本規則に照らして不適切な行為をしたと思われる通報が会員・役員・その他一般からあった場合は、代表理事会長又は専務理事が通報を受け付けて適切な対応を行い、その結果を通報者に連絡するとともに理事会に報告しなければならない。

(違反会員・役員への処分)

第28条 会員・役員が当会の活動のなかで本規則に違反し重大な結果を引き起こした場合は、理事会において慎重に審議し、違反会員の意見を十分に聞いた上で、処分を行うことができる。処分の内容は都度協議して定めるが、理事の解任や会員の除名処分の場合は総会決議事項となる。未然に防止された場合も必要に応じて審議し処分することができる。

(違反職員への処分)

第29条 当会職員が当会の活動のなかで本規則に違反し重大な結果を引き起こした場合は、正副会長会において慎重に審議し、違反職員の意見を十分に聞いた上で、処分を行うことができる。処分の内容は都度協議して定めるが、解雇処分や嘱託契約不更新以上の処分を行う場合は理事会決議とする。未然に防止された場合も必要に応じて審議し処分することができる。

附 則

2010年7月22日制定 同日より適用